

規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月10日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「地方税共同機構」を「地方税共同機構 地方独立行政法人長野市民病院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

告示

長野県告示第94号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の規定による食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定による食品衛生監視員養成施設の登録を、次のとおり行いました。

令和4年3月10日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	登録年月日
長野県立大学健康発達学部食健康学科 食品衛生コース	長野市三輪8丁目49番7号	令和4年2月24日

食品・生活衛生課

長野県告示第95号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月10日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第96号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和4年3月7日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年3月10日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
南佐久南部森林組合	長野県南佐久郡川上村大字大深山542番地	長野県南佐久郡川上村大字大深山542番地 南佐久南部森林組合

会 計 課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月10日

長野県上田建設事務所長 清水 孝二

- 1 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 別所丸子線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市御嶽堂字新原田2442番の2地先から 上田市御嶽堂字原田2401番の2地先まで	旧	m 7.5 ~ 18.3	Km 0.7307
同 上	新	13.3 ~ 19.7	0.7307

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 芦田大屋停車場線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市塩川字前山666番の1地先から 上田市塩川字籠田1319番の10地先まで	旧	m 6.0 ~ 13.7	Km 0.5526
同 上	新	6.0 ~ 13.7 ----- 10.7 ~ 15.0	0.5526 ----- 0.5526

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

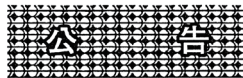
その関係図面は、告示の日から令和4年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月10日

長野県上田建設事務所長 清水 孝二

- 1 (1) 路線名 別所丸子線
- (2) 供用を開始する区間
上田市御嶽堂字新原田2442番の2地先から
上田市御嶽堂字原田2401番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和4年3月10日
- 2 (1) 路線名 芦田大屋停車場線
- (2) 供用を開始する区間
上田市塩川字前山666番の1地先から
上田市塩川字籠田1319番の10地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和4年3月10日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年3月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ佐久インター
佐久市岩村田北1-22-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
大和リース株式会社
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ピップビル
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

氏名又は名称	住所
(仮称) 佐久インター前商業施設	佐久市岩村田北1-22-1外

(変更後)

氏名又は名称	住所
フレスポ佐久インター	佐久市岩村田北1-22-1外

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社TTC	河越 康行	静岡県熱海市上多賀686番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社フードサービスシンプ	有坂 康躬	南佐久郡小海町千代里2392-1

- 4 変更した年月日
令和4年1月10日ほか
- 5 届出年月日
令和4年1月11日